

同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、
中国地方建設記者クラブ、三次記者クラブ

令和6年1月11日

江の川上流の新しい水害対策計画に対する意見を募集

～ 安全な地域づくりに向け、皆様の 想いをお聞かせください ～

江の川上流域の流域水害対策計画を立てる第3回江の川流域水害対策協議会を令和5年12月27日に開催し、「江の川流域水害対策計画（素案）」を公表しました。

対策計画（素案）には、江の川上流域の浸水解消に向け、概ね20年で取り組む河川の整備や雨水貯留浸透施設の整備、水害リスクを踏まえた土地利用の検討などの流域対策を盛り込んでいます。

流域水害対策計画の策定にあたって、江の川流域水害対策計画（素案）に対し、住民の皆様から幅広くご意見を伺います。

【意見募集期間】 **令和6年1月15日（月）～令和6年2月13日（火）**

【資料の入手方法等】

Webサイト

・国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所ホームページ

資料の閲覧及び意見箱の設置場所

- ・三次河川国道事務所
- ・三次市役所
- ・広島県庁
- ・安芸高田市役所
- ・広島市役所
- ・北広島町役場
- 等

※意見の提出方法等につきまして、詳しくは「別紙」をご覧ください。

江の川流域水害対策計画とは・・・

江の川上流域のあらゆる関係者が協働して、気候変動のスピードに対応するための水災害対策である流域治水の実効性を高め、水害に強い地域づくりの実践を目指す計画です。

<問い合わせ先> 江の川流域水害対策協議会 事務局

国土交通省三次河川国道事務所 TEL：（0824）63-4121

【担当】 副所長（河川担当）むらおか かずみつ 村岡 和満 建設専門官 おなが 尾長 ゆかり

広島県土木建築局河川課 TEL：（082）513-3929

【担当】 課長 すいとろ あきはる 水頭 顕治



江の川流域水害対策計画（素案）に対するご意見を募集

「江の川流域水害対策計画（素案）」を作成しましたので、関係する住民の皆様から広くご意見を募集します。

なお、頂いたご意見を十分に検討したうえで、「江の川流域水害対策計画（案）」を作成します。

1) 意見募集の対象

「江の川流域水害対策計画（素案）」

2) 意見募集期間

令和6年1月15日（月）～令和6年2月13日（火）17時00分必着
（郵送の場合は当日消印まで有効）

3) 提出方法

ご意見は、別添意見様式にご記入のうえ、郵送または電子メールで下記4)まで、または下記6)②の窓口に設置してある意見箱へご提出ください。

4) 提出先

■郵送の場合

〒728-0011 広島県三次市十日市西6丁目2番1号
国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所 河川管理課 宛

■電子メールの場合

ryuikisuigaitaisaku@cgr.mlit.go.jp
※件名に『江の川流域水害対策計画（素案）意見』と明記ください。

5) 注意事項

- ①日本語でご記入ください。
- ②頂いたご意見とともに、属性（都道府県、市区町村、年代）を公表する場合があります。
- ③電話でのご意見は受け付けておりません。
- ④ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑤期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

6) 資料の入手方法等

募集期間中は、①または②により、「意見提出様式」の入手が可能です。
また、②の会場では、「江の川流域水害対策計画（素案）」の縦覧を行っています。

①インターネットからの資料入手

- ・江の川流域水害対策計画（素案）(PDF)
- ・意見提出様式 (Excel)

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所ホームページ

<https://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/river/initiative/designation/questionnaire.html>

②資料の縦覧及び意見箱の設置場所（土日祝日を除く9時00分から17時00分まで）

- ・ 三次河川国道事務所
- ・ 三次河川国道事務所 吉田流域治水出張所
- ・ 広島県庁 河川課
- ・ 広島県庁 行政情報室
- ・ 広島県西部建設事務所
- ・ 広島県西部建設事務所安芸太田支所
- ・ 広島県北部建設事務所
- ・ 三次市役所 建設部
- ・ 三次市役所 三和支所
- ・ 安芸高田市役所 建設部管理課
- ・ 安芸高田市役所 八千代支所
- ・ 安芸高田市役所 美土里支所
- ・ 安芸高田市役所 高宮支所
- ・ 安芸高田市役所 甲田支所
- ・ 安芸高田市役所 向原支所
- ・ 北広島町役場本庁舎
- ・ 北広島町役場大朝支所
- ・ 北広島町役場豊平支所

7) 問合せ

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所 河川管理課
TEL：0824-63-4121（代表）

「江の川流域水害対策計画（素案）」に対する意見提出様式

令和 年 月 日

① 氏 名(ふりがな)		
② 住 所		(県) (市町)
③ 電話番号又は メールアドレス		
④ 年 齢 (○で囲んで下さい)		20歳未満 20代 30代 40代 50代 60歳以上
意見箇所		意見内容 (横書きで記載して下さい)
ページ	行目	

【留意事項】

本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「江の川流域水害対策計画（素案）」に対する意見聴取、統計処理にのみ使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

【提出先】

中国地方整備局 三次河川国道事務所 河川管理課
 〒728-0011 広島県三次市十日市西6丁目2番1号
 TEL : 0824-63-4121
 E-mail: ryuikisuigaitaisaku@cgr.mlit.go.jp